

平成 24 年度 第 3 回大分市清掃事業審議会会議録

日時 平成 24 年 11 月 1 日 (木) 午後 2 時 ~

場所 大分市役所議会棟 4 階 全員協議会室

開会

志堂寺課長

審議

「家庭ごみ有料化についての答申に向けた検討事項」について

会長

・本日の議題は前回途中で中断した「家庭ごみ有料化についての答申に向けた検討事項」についてとなっています。終了は 16 時頃を予定していますので、活発なご議論とご協力をよろしくお願いいたします。さて、今回は「家庭ごみ有料化」導入の妥当性についての (1) (2) の審議が終わりましたので、(3) 「家庭ごみ有料化」導入の妥当性から審議をしたいと思います。

それでは事務局より資料の説明をお願いいたします。

事務局

資料説明

【質疑応答】

会長

・これまでは、1 番から一つ一つ審議してきましたが、事務局から、重複する分を「主な意見」というようにまとめていただきました。最初にこの主な意見を議論して、その後にもし、ピックアップしなければならないような意見があれば、その部分を議論していきたいと思っています。そのような方針でよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。では、そのような方針で進めてまいります。

まず主な意見の最初の部分で、「現在が最終形であり、方向性が違うのでは」というのは、恐らくごみの無料化とは当然維持すべきであるという考え方だろうと思うのですが、どうお考えになりますか。この意見に対して、やはり有料化というものは維持すべきであると考えなのか、いや考え方が変わって無料、いわゆる税金で全部賄うという考え方にするのか。

委員

・主な意見の一つ一つについて賛成とか反対とかいう事を今問われているわけではないですよ。でも今言われた分別の努力に取り組んでおり、現在が最終形であり方向性が違うのではないかという意見は、税金で今の状態で事業を続けなさいというまとめをされましたが、それにどういう意見を言えばいいのかちょっと理解できないのですが。

会長

・要するに市民の皆様から意見をいただいて、その意見によって自分の意見が変わるといふのであるならば、その変わるということを明瞭にさせていただきたい。

委員

・例えば私は何も変わらないので、何も言わなくていいということになるのですか。

会長

・いえ、言ってもらっても構わないです。こういう意見に賛成すべきだ、というようなことを述べていただいてもそれは結構です。最終的には全体で本当にその意見を取り入れて審議会としてはどうするのかという結論は出していきたいと思っております。

そういう考えでよろしいですか。

この意見、意見としてはもちろんそれなりの理由があるだろうと思いますが、審議会として有料化の方向というものを、こういう意見を受けて変えていくべきかどうかということについてご意見はございますか。

委員

・意見が1から278までありますが、この中でトータルしてみると賛成は81票、反対は197。問題は一つずつ吟味してみると、反対はおおかたやはり金銭的な問題が入っています。だから簡単に反対がただ多いということだけで、答えは出ないのでは。だから賛成の中というのをやはりよく研究されていて内容も充実していると、だからそういう面はやはりこれからの会議の中で選択していかないとですね、反対が多いからどうだとか、賛成が少ないからどうだ、というのではなくて、やっぱり審議というものはお互いが十分納得しながら、答えを出していくと。それから私は後で申しあげたいこともありますが、それは次の時に言います。

会長

・はい、ありがとうございました。それでは他にいらっしゃいますか？

委員

・今会長がおっしゃいました「市民は分別の努力に取り組んでおり、現在が最終形であり方向性が違うのでは」、このことについて、私はこれは反対の部分でこの人は出しているのではないかと思います。というのは、やはりこの方は分別の努力に取り組んでいると、だから有料化というのはちょっとナンセンスやないかなというようなことを書いているのではないかと思います。私は個人的には有料化の方に賛成です。それで先程 委員が言われたとおり、やはり私もゆっくりこれを一つずつひも解いてみました。文面も読ませていただきました。反対の方が大変多いと思うのですが、私のほうも思うところに、やはり地域においては説明不足のところもあったんじゃないか、努力が不足していたんじゃないかなと思うところと、後はやはり金額的なものです。ここのところがやはり一般女性の目から見ると、またいろんなところの今の経済状態を見ると、1ℓあたり1円ですか？ここのところが、みんなで検討すればなにかスムーズにできそうな気がしたところです。それで、最初に戻りますが、この文言だけで捉えたときは、この方は反対じゃないかなというように私は捉えました、以上です。

会長

・はい、ありがとうございました。

ほかにご意見のある方はいらっしゃいますか。

反対の立場、意見ももっともですが、当審議会として有料化の方向というものは維持するというのを再確認させていただいてよろしいですか。

委員

・はい、例えば私はどういう意見を言えばいいんでしょうか。

2月の部会でしたか、急に会議の日程を変更されて、私はその場で反対の意見を述べるつもりだったのに参加できなくなって、反対の意見を述べることなく、全員一致みたいな審議会の結論について新聞やテレビに流れたということで、私は地域で「お前は何をやったんだ」と怒られたんですね。だから今回も全会一致ではないということだけは是非押さえていただいて、公的にはこういう意見があったということは、是非大事にしていきたいとこれまでもお願いしてきましたし、これからもお願いしたいと思います。

会長

・その件については、書面をもって意見をいただいていたので、その書面をご披露し、それぞれの事項について当審議会の中で議論いたしました。それからあの記事をよく読みますと、出席者全員というように書いていまして、欠席者はそこに入っていないので、あなたが賛成したというのはいわれも無い根拠です。

会長

・それでは最初の意見については議論をしたということで済ませさせていただきます。その次の意見の「有料化ではないはずだ」ということと、一番最後に書いてあります「有料化の目的は何か、お金が欲しいのか」という部分、なにか重複してる感じがしますので、多分これは「本当の目的は減量じゃなくって市の財政が厳しいから有料化にしてほしいというようなことではないか」ということを疑った意見ではないかと読んだのですが、皆さま方はそのようにお考えでしょうか。特に異論がなければそういう解釈で進めたいと思います。それで前にもお話ししましたが、当審議会として別にお金が欲しいということは一切言ったことはありませんし、元々は未来のためという形の有料化、そしてその応分負担という考え方で来ていると思いますが、そのことを再確認したいと思います。従ってこれはちょっと我々の考え方とは違っていますねということで、次へ進めさせていただきます。特にご意見が無いようですので次の項目にまいります。

上から5番目の丸はちょっと感想のようですので、ここではちょっと飛ばさせていただきます。上から6番目も慎重にということなのですが、慎重にも意味が2つありまして、慎重には「やめよ」という意見と「時間をかけよ」という意見と2つあると思うのですが、多分これは「時間をかけてください」ということとされているのだろうと解釈したのですが、そういう解釈で良いですか。

委員

・追加ですが、委員も言われてたように、行政の側の説明不足・資料不足がやはりあると思うんですね。だとすれば、この慎重にということは単に遅らせるということではなくて、もっと丁寧にやってほしいという気持ちを汲み取るべきだと私は思うんですが。

会長

・恐らく市民の多くの方々は、お金、コストの問題という部分が一番大きいかとは思っております。その部分は特に慎重に審議をすべきだと思います。ですが、有料化そのものについて、妥当性について慎重に判断しろということとはなにか少し違っているような気がするのですが、その点はいかがでしょうか。ここは妥当性のところの判断なのですが。

委員

・例えば資料6というのが送られてきていまして、これは山谷修作さんという東洋大学の先生が、全国の都市家庭ごみ有料化調査というのを毎年やられて、かなりいろんな自治体で参考にされてるようなんです。だけどもある学者から言わせると、「山谷さんというのは有料化を前提にした調査や研究をしてる学者ですよ」という言い方をする研究者もいらっしゃいます。私はその中身はよく分かりませんが、例えば大分市は社団法人全国都市清掃会議という清掃のグループに行政として入っているんですね、そういうところで毎年いろ

んな研究発表が行われているんですけども。例えば岡山市の研究発表が去年行われています。ちょっと古いのですが2008年に八王子市が研究発表を行っています。せっかくこういう公的な会議に参画をしている大分市行政が、どうしてこれを使わずに山谷さんの資料ばかりを使うのか、これは私が去年の今頃でしたか、たしか質問をしたんですけど、その山谷さんのデータの正当性とか優位性とかそういうことも私はちょっと疑問に思うのですが、こういう公的な機関でちゃんと参考になるような資料もあるのに、どうしてこういうのを出さないのか不思議なんです。

会長

・研究職一般で申し上げますと、個々の事例を集めるのと、全体の事例を集めるのとは、ちょっと方法が違いますので何とも言えませんが、事務局の方でお答えできる部分はございますか。

全国都市清掃会議ですか、そうしたところでこのような山谷さんのようなデータが出てくるのですか。

事務局

・全国都市清掃会議という団体がございまして、大分市もそれに加盟をしております。その中の会議でそういう事例の発表もあるんですけども、総会や協議会というものには我々出ておりますが、それとはまた別の場で報告がされているものですから、私どもが直接参加した会議ではございませんが、その点についてはまた確認をして、こういう資料は別途示したいとは思いますが、ちょっと今手元にはその資料がございませんので、そういうことでご了承いただきたいと思います。

会長

・はい、それではそのことにつきまして、また後で資料が出て来るかと思えます。

ただ、山谷さんの資料を見ていますと、一番最後のところに詳しいデータが全部載っています。そういう意味では研究としては、変だと言いますか、自分の意図に従ってデータを操作しているというようには、あまり思えないという部分はございます。しかしこれはどちらかと言いますと、お金を幾らにするかというところの問題の方が多い、今やっています妥当性があるかという問題とは少し異なるかと思えます。

委員

・確かに、都市清掃会議にも山谷さんは報告している。だから全くいい加減とは私は思っていないんですが、どちらかという有料化ありきの学者だというふうに言われてる。そういう方だと。

会長

・慎重に取り扱うということについては、もちろん慎重に取り扱うことにいたします。その次の「懲罰的な有料化」というのはどういう意味が懲罰というのかよく分かりませんが、出す量に比例して値段が上がるから懲罰というように言うのかがよく分からないのですが、皆さんどうお取りになりましたか。

委員

・きっとあの表現が、インセンティブとかいう表現があったじゃないですか、ああいうのをそういうふうに見えさせたのではないのでしょうか。要するに効果があるかないか、懲罰的に高くした方が良くないんじゃないかと。説明はそうはしてないと思いますけど、説明を聞く側からするとこれくらい高くないと効果がないよと言われた、それを懲罰的というふうに見え取った、私はそんな感じがしますけど。

会長

・ということは、これもお金に係わる部分であるというふうに解釈していいんですかね。特に我々は懲罰的というような考え方を持ってなかったのだからちょっとびっくりしたのですが、他の委員の方で何か別の解釈をしましたという方はいらっしゃいますか。

もし特に無ければこれは言葉のあやであるということで、済ませたいと思います。

さて(3)の導入の妥当性について、主な意見のところはこれでおしまいと致しますけれども、主な意見の中に入ってこなかった個々の意見で、なおかつ重要であるのではないかとと思われるような意見はございますか。もしあれば議論をしたいと思います。

委員

・例えばそれは竹田市が1・50銭でというような。

会長

・いやお金の問題は後からで。

委員

・そういう資料、このあいだネガティブ資料も添えることが前提ということでしたから。

会長

・ここではそういう資料を添えるとか添えないとかというようなことは。

委員

・いや、妥当性というふうについて、前回提案してるのが妥当であるということが前提に

なればですよ。

会長

- ・妥当である前提になれば、その次の段階で例えば

委員

- ・いろんな意見が出てますよね。こういう資料が欲しいとか、そういうのは盛り込まれる。

会長

- ・盛り込まれるかはこれから審議します。

委員

- ・じゃあ是非入れてください。

会長

- ・妥当性については特に追加するべきものはないと判断をさせていただいてよろしいでしょうか。ではそのように致します。

それでは次の項目にまいります。「家庭ごみ有料化によって得られる効果について」ご説明をお願いします。

事務局

資料説明

会長

- ・まず(1)の「家庭ごみの減量とリサイクルの推進」からまいりたいと思います。

ここでは数値目標というのが最初に出てまいります、現実問題として数値目標を、何%の減量を目標とするのかをはっきり示せという形なのですけれども、これについてどのようにお考えになりますか。

委員

・私が一番最初にこの有料化ということを深刻に考えたのは、ごみの件で何かの集まりの時に、一人あたりの処理費が1万4千円であると、この1万4千円というショッキングな金額を聞いた時に、これはもうなんとかしないといけないと、おそらく聞かれた方はそう思ったのではないかと思います。その処理費、1万4千円についての何%はどれくらいになるのか、20%するってことになるとうと0.8を掛けたらいいわけですね。3割なら0.7を掛けたら金額がでるわけですね。これだけの差をどういうふうにかこれからしていくのか、

それは行政とこれからのごみの排出に対する住民の心構えです。それとやはり減量化ですが、あるいはリサイクルに対する認識っていいですが、ごみに対しての認識というのが非常に今希薄になっているわけで、だからもう少しごみって言うもののアピールと言いますか、目的意識というか、だから金額というのはなかなか書きづらいとは思いますが、ある部分においてはやはり喚起を促すために、やはりこれだけは減らしてみたいと。例えば1万4千円で8掛けなら幾らになるのか、約1万1千円ですね。2割引くとそれだけの、1万4千円から引いたものがだいたい減量に値すると、そういう程度のものをやはり表現した方が、今度の説明会においてもただ%、なかなか%というものの考え方が一般的に頭に入らないのではないかと思います。今まで我々は資料貰っていますが、いろんな数字を羅列されたり、なにか文字で書かれたりしてますけど、やはり金額というのが一番目線から見た場合に分かりやすいわけです。そういう面から見て、やはり数字をもうちょっと的確に書いて皆さん方に周知してみるということが一つの方式ではないかと思えます。だからもう有料化と決めれば遠慮することはないんです。やはりその方向に向かっていかないと。それと事務局にお願いしたいのですが、この事業というのは、ビッグプロジェクトと言いますか、有料化している中核市の多くの事例のプロセスを参考にですね、民意の理解を得るように今がんばっているわけですから、だから中核市においてももちろんスタートするまでにはかなりこういう会合はやってきてるのではないかと思います。それに対して私たちがお願いしたいことは、今日までのその中核市に、恐らくそれぞれ分かれてそこにお伺いしてるのではないかと、そしてそういう資料を貰ってきてるのではないかと。そういう我々審議員を納得させるものをなにか文書で出してもらいたい。現在スタートしてるところの現状把握、効果面、いわゆる財政面とか減量化の面とか一般に対する認識の面とか、そういうものを恐らく聞いているのではないかと思います。それをせめて審議員の皆様に分かるように書いていただければ、文章を見ながらやはりこういうところは解決していったらなと、問題解決に近づけるんですね。それが中核市のそういうコメントが無いものだから、ただ数字を見てこちらから答えを出そうとしても、なにかこうピンとこないし、連携性が無いです言葉自体に。だから今まで恐らく数人の方が先進地に行かれてると思いますので、そこでお互いに話された内容をメモされたと思います。だからそういうことをこれに書いて回していただければ、我々も会議がヒートしていくのではないかと、そのように思っています。

会長

・はい、ありがとうございます。金額に関しましては、多少ご意見と異なるかもしれませんが6の資料の5ページのところに、ごみ処理の一人当たりの費用が導入前と導入後でどのくらい変わったかという図はございます。それから、一番これで問題になりますのは、例えば20%削減するというような目標値を置いた場合に、達成しなかったらどうか、それは市の怠慢であるのか市民の怠慢であるのか、それとも審議会が無理な目標を作ったの

かってというような話になっていくかと思えます。ですから実際問題として、どういう計算式を用いてその目標を説明できるような数字ができるかということ、これはなかなか難しいだろうと思うのです。それで、ごみの減量をする有価物の回収が多くなる、そのことによって処理費用全体として逡減が見込まれる、というような大雑把な枠組みでないとなかなか言いにくいのではないかなと思えますが、皆さんのご意見はどうか。

委員

・基本的には金額ではないので、とにかく分かりやすい数字、正確な数字を出してほしいというのが説明会での参加者の声だったと思いますので、常にそういうデータを出してほしい、山谷さんだけのデータではないデータを出してほしいと私は思います。

会長

・ごみ減量としては、プランとしては全体計画の中で何年までに何%までっていう目標がありましたよね。その数字はあるのですが、お金を取るからどれだけするというような形の目標というものは、ちょっと置きにくいのではないかなと思うのです。そういう意味からいたしまして、示せばいいのですが、現実にそれを示すということはちょっと難しいのではないかなと思っているのですけどもいかがでしょうか。

委員

・そうでございます。

会長

・それでは意見は承りましたということで収めたいと思います。今度は主な意見の2番目の丸のところですが、「ごみの全体量はほぼ一定している」これは確かでございます。少なくとも最低限これは出るっていうごみが必ず残るわけですので、ゼロには決してならないという意味では確かだろうとは思いますが、ただ、有料化しても減量化につながらないということを言い切れるかどうかという別の問題だろうと。つまり余分なもの、あるいは有価物が混じっているという意味においては減量化は可能なものがあるのではないかなと思うのですが、他の委員の方々ご意見はございますか。

委員

・先日申し上げましたが、実はここに資料がありまして、高松市と大分市を比較した数字です。ごみ有料化実施に対する高松市の算定基準をもとに試算、1世帯及び1人当たりの経費節減数値を算出してみたわけですが。収集袋の使用枚数、年間あたり平均世帯で中袋300を30円、燃えないごみと燃えるごみの収集を合わせた時に116回です。これを試算した場合、これは経常収益、経費、経常利益そして最終的に収入金額に占める割合、お互

いに数値を合せてみると、皆様方の書類の中に23年の12月ですか、この時に1世帯あたりの負担額についてのシュミレーションというのがあるんです。これが30円主体にして書かれたのと35円～40円といろいろあります。だからこういう書類を一番身近に皆さんに考えてもらわなければいけないと思うわけです。これで自分で試算してみて、こういう数字が出たなと一人当たりこれだけでるんだなと、そういうことをやはり自分自身が反芻しながら会議を進めていかないと、ただ会長が一人で一生懸命になって話されてるんですけど、本当に自主的に自分が分かってるのかどうかっていうことが、私は疑問になるわけです。私もごみの商業をやっているわけで、自分自身はこういうふうなことで興味を持ってやっているのかもしれませんが、これは志堂寺課長にもお見せしたんですが、わずかですけどやはり目標数字とすれば、これだけのものが出ると。だから決して無駄ではないわけです。例えばいろんな会社でも事業がヒートした場合には、破産状態になったときにはやっぱり修正しないといけないわけですね。修正するためには何をしなければいけないのか、その対策のためには改善していかなければいけない、そのためには自己だけではなくて従業員にも影響すると。従業員を例えば一般市民と見た場合に、オーナーは市役所の市庁舎になるわけです。だから例えば今度のこれを訴えるときにも、必ずやはり市庁舎全体で一回仕分けしてみましょと、仕分けしてこれだけの資金ができました、だから市民の皆さんもこれだけは協力してくださいと。そのためにはこのような計画を立てました。そのような方向付けをしていかないと、先ほども出たように半数以上の反対票が出ると、だから納得するためには分かりやすく、賛同を受けるようなそういう説明がないと、ただ事務的な数字を出してもなかなか答えは出ないのではないかと。ただ、恐らく今中核市でやられているところは、そういう答えを皆貰っているわけです。貰って現実に恒常化しているということは、うまくいっているわけなんです。

会長

- ・要約してください、簡単に。

委員

- ・そういうことです。

会長

・広報のやり方についてはいわゆるご意見がありましたように、なるべく丁寧な説明が必要かと思います。ですが、問題は今主な意見のところ、「減量化にはつながらないのではないのか」というように言っていますけれど、そうとも言い切れない。というものが審議会の立場だと思うのですが、その点はよろしいでしょうか。

はい、そのあと2つ、「有料化してもリバウンドしては意味がない」あるいは「リサイクル分別も多くなると思う」ということは、まあそういうこともありますねと、意見を聞き

ましたということで済ませたいと思いますが、それでよろしいですか。はい、特に無ければそのようにさせていただきます。あと、18ページの1番から27番までのところで、ピックアップすべきような意見、議論すべきような意見というものを、もしお持ちならばここでお示してください。特にこれというものが無いようですので、次の(2)に移りたいと思います。「公平性の確保」です。公平性の確保については3つありまして、「家族構成が違えば出る量も違うだろう」という話から始まって、公平性を「これが公平であるということがよく分からない」というのが真ん中の意見だろうと思います。最後の意見は「公平化してもいいんじゃないか」というような意見で、賛否両論があるというように考えられますけれども、このことにつきまして特に審議会としてこういう意見を付け加えるようにしなければいけないということはいかがでしょうか。

委員

・これもインセンティブと同じで、やはり正しく伝わっていない、正しく説明されていないと思うんですね。なにをもって公平というのか、以前から私が申し上げていたのは、とにかくごみを出すことが悪いことのように言われるのは、私はもうずっと疑問なんです。ごみはその社会で決められたルールに従って出せば、多く出そうが少なく出そうが文句無いはずで、そこになぜ有料化、また繰り返しになります。そういう意見ですから、だからここにあるごみの出し方について公平性は説明されても分からないというのは、私は率直な参加者の声だと思うんです。だから今回の提案が妥当性があるというんだったら、これを乗り越える提案、説明の努力をしなければいけない。そこで、委員が言われるように、中核市の中でどこがやってどこがやってないのか、高松市はすでに2004年からやってるんですけど、だからそういうデータをすんなり素直に出せば、これで分かるという人も出てくるでしょうし、私はもうくどくどそのことを言ってるだけなんです。

会長

・ありがとうございます。今のところ議論は公平性の確保でありまして、今現在のごみの出し方においては基本的にルールを守って出せばそれで問題は何かない、ただ今審議会が行われていますのは、そのルールを変えようという話をしているわけです。そのルールを変えるときの一つの動機づけのところで、こういう公平性という概念が出てきたというように解釈しております。

委員

・それがやはり伝わっていないんだということですね。

会長

・その点がちょっとズレができていくということだろうと思います。従って審議会そのも

の意見は別に変える必要はないのではないかなと思っておりますが、委員の方々のご意見はいかがですか。特に無ければそのようにさせていただきます。

19ページから20ページにかけて1番から9番の中で、特に取り上げるべき話題がございますか。もしなければ(3)の「ごみ処理費用の削減」というところに入りたいと思います。ごみ処理費用の削減というところでは3点ございます。ほとんどが経費削減というようなことを期待してこられたみたいですが、かえって費用が増えるんじゃないかということでごっかりして帰られたというケースでございます。多分今の自分たちのためだけではなくて未来へのという部分の説明が少し薄かったのかもしれないかもしれませんが、そういう意味ではこういう感想もあったのかなあというように思います。有料化により懸念されるリスクというのは恐らく不法投棄が増えるとかといったようなリスクのことだろうと思いますが、このことにつきましては後にまた細かく議論をするという形になります。ここでは経費削減というような部分を主体に意見が出ていますけれども、これらの意見において特に中間答申で変えなければならぬという部分はございますでしょうか。中間答申ではごみ処理費用が減少することにより収集運搬の部門においてはその体制の見直しが可能となれば経費の削減がはかられます。つまり結果として経費が削減する可能性はありますよという表現になっています。特に変更する必要が無ければそのままにさせていただきます。よろしいでしょうか。では(3)の四角の方の1から7番までのところで取り上げるべき意見はございますか。特に無ければこれで「家庭ごみ有料化によって得られる効果について」という項目を審議したということにいたします。

それでは次に第5番目の実施方法についてということで、これの説明をお願いいたします。

事務局

資料説明

会長

・はい、ありがとうございました。

手数料を徴収するごみをどれにし、しないごみをどれにするかという区分が最初にまいります。21ページ、そこの中であがってきますのがとりあえず2つでございまして剪定枝とボランティアごみでございます。これをどう処理するか。これをまだ審議会の意見の中でも確定してはございませんでした。まず基本的にすべてのごみは有料にするという考え方をとるのか、やはりその他の政策との協調性と言いますか他の政策との兼ね合いというものも考えながら、一部のものは無料にしたりあるいはなにかの優遇措置を与えるというようなことを考えてもいいのではないかと。この二つをまず議論したいと思いますが、一部のものについてはやはり優待措置をとるという考え方でよろしいですか。特にご意見が無ければそう決まりますが。

委員

・個人宅で出た剪定枝や落ち葉は有料で、これは当然そうだと思います。家庭内というのはほとんど鑑賞木であってその落葉っていいですか、あるいは剪定枝、こういうようなものは当然有料で出すべきだと思います。それと公園ですね、私ども弁天島公園ですか市の公園緑地課と一緒に組んでやっていますが、かなり雑草の手入れとか木の剪定枝が40、50袋です。それを一箇所に集めて市から回収していただいています。これは当然有料というのではなくて、市の方の負担と、そういうようなことで我々は解釈しているわけですけど。だから有料の仕分けをよく考えとかなないと、何もかもごちゃ混ぜにすると大変なことになると思います。公のものはあくまでも有料ではなくて市の処理費と、そういうことで処分されたいかがでしょうか。

会長

・はい、ありがとうございました。

個人的なものと公共のものとを分けて考えるべきではなからうかというご意見だったかと思います。

はい、どうぞ。

委員

・資源ごみは有料ではなかったですね。ここに資源物とあるのはどういう意味でしょうか。

会長

・資源物に関しましては中間答申で、資源物は対象外とすることが妥当であると考えますと記載していますので、これは一応対象外という形になっています。後はこうした剪定枝とかいう部分は何も書いていませんので、じゃあその中に含めるかどうかということは今議論するという形になります。

よろしいですか？

委員

・ボランティアごみ、落ち葉、草等を先ほどの意見の中にもありました緑化推進等の問題もありまして、植栽を進めるとかそれから家の前の街路樹を植えるようにとかいう奨励もしていますので、やはりそういったボランティアごみ、それから剪定枝、草、落ち葉等については私は無料で行くべきではないかと思っております。要は分別をしてごみを減量してもらおうというのが基本でこの有料化という問題が始まっていますので、家庭の中の資源ごみが可燃物の中に混ざってずっとごみが増えてきたという現象をいかにくい止めるかということで、この家庭ごみ有料化という問題が出てきていますから、ボランティアごみ、

落ち葉、剪定枝とかそういういろんな他のところの推進してきた部分と関わっている部分については、やはり無料でということにした方が良いのではないかと考えております。

会長

・はい、ありがとうございました。剪定枝及びボランティアごみとも無料にした方が妥当ではないかというご意見ですけれども、ほかの委員の方でいらっしゃいますか。賛同者でも結構です。

委員

・今の議論というのは、中間答申にボランティアごみ等の取扱いについて検討する必要がありますというのがありますけど、ここにその文言をその取り除くとか、ボランティアごみの他に剪定枝を付け加えて検討するとか、あるいはもうここで無料にすると謳うのか、そうことを決めるということですよ。この場でこの文言を決めるという形で。

会長

・まずどちらの方向にするかということで、文言はその後になりますから。

委員

・わかりました。

会長

・方向性をまずちゃんと示しておかないと文言は作れませんので、どちらにするかという。公共の街路樹というものの落ち葉と、個人の落ち葉を分けられるんですかね。

委員

・いわゆる公共の落ち葉は、家の前の街路樹が葉っぱを散らした時に掃除するのはやはり付近の住民なんですよ。そういう方々が掃除して集めた落ち葉、有料にしたらそれはもう取り合いませんよ。やはりそういうボランティアごみにしてもそうだし、家の周りを綺麗にするというそういう意識というのは、やはり大切にしなければいけないと思いますし、家の中で、それから敷地内での剪定とかいったら業者に頼めばそれはすべて有料ですけれども、業者に頼むほどでもない自分で剪定した小さなものについても、緑化推進という緑を増やしていくという観点からしたらやはり無料にして、そういうごみは、公共の公園だろうと区別なく無料ということで回収もしやすいのではないかと思いますしね。

会長

・はい、ありがとうございました。

剪定枝、落ち葉、草といったようなものは無料にしても良いのではないのかという意見、そういう方向で取りまとめさせていただいてよろしいですか。

もう一つボランティアごみのことですけれども、団体で行われているボランティアごみは問題が無いと言いますか、当然無料化になっていくだろうとは思いますが、個人的に拾ったごみはどうするかっていう部分をどう考えるかの問題です。つまり朝、散歩がわりにごみを拾って歩く人がいる。それは確かにボランティアだが、区別がつかない。

委員

・毎日拾って歩く職員もいますけど、量はそんなに多くはないと思いますし、そんなに大きなごみが落ちてるわけでもないんで、そこら辺の考え方を決めるというのは、ちょっと難しいんじゃないかなって感じがしています。個人的に拾ったごみは有料ですよ、ボランティアごみは無料ですよという細かな区分けをしていく必要が無いんじゃないかなっていうふうに感じています。

会長

・多分ボランティアとはなんぞやという定義から始まって話がややこしくなりますけど、一般的な概念で、みんなでやるようなボランティアの清掃活動というようなものについては、何らかの方法で無料でごみ袋を配るなり、無料化を図るという形を取らざるをえないのではないかと思います。そして、審議会の答申でもそのような方向で書きたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。ではボランティアごみは一応無料という方向で書かせていただきます。

委員

・あの、無料ってというのは、市販されているごみ袋で落ち葉や剪定枝をつめて燃えるごみに出してもいいということですか。

会長

・それは技術的な問題でありまして、例えばボランティアをする場合に、こういうボランティアでありますって言ってきたときに、市役所がごみ袋を配るという方法もありますし、あるいは特別な収集体制が取られる可能性もありますし、行政上の技術的な部分というものはちょっと細かいところまでは分かりかねます。

委員

・剪定枝、落ち葉、草を無料にするというような答申案にしようかという流れの中で、それは外から見て、そのごみが落ち葉であるということであれば、指定されていないごみ袋

に入れてごみ捨てに出してもいいのかっていうようなことなんです、有料でないということは。

会長

・どういう手段を取るかということですね、基本的に。お金の代わりに袋を配っておくとかいうことじゃなく、普通の袋に入れて出しても中身がちゃんと見れて、それが確認できればいいですよというようにするか。基本的には技術的な話になりますので、それは現場の方々の意見を聞きながら行政上で調整をしていただかなくてははいけない。私どもの審議会では、そういう具体的な方法までには踏み込まずに、ただ方向性はこちらです、このように考えてください。そのようなことをお願いしていくという形になるかと思います。

委員

・可燃ごみの時に、大概私は車の後をついて行ったり、ずっと周辺を見て回るわけですが、現在清掃課の方も非常に経費削減と言いますか、前回も言ったんですけど運転手一人、回収する作業員が一人ですね。以前は2、3人いたんです。それが運転手さんも今は降りて一緒に積んでいます。それと今のごみの件ですけど、ごみってという言葉も死語に等しくなっていて来ていると思うのですが、本当にごみってというのは、不燃物それと可燃物ですか、朝ごみ出しの際に見ると、まあ生ごみというのはほんの少しです。中にはチリシとか燃えるごみがいっぱい入っているわけですね。それで、今は樹木の剪定されたものとかあるいは落ち葉はネットを被せていません。ネットの外に置いている。ネットというのはほとんど今、カラス予防のためにネットあるいはシートを被せているわけです。それで剪定枝の袋は外にほとんど出している。その状態が、今度有料化になった時に、袋がその有料化の袋になるわけです。現在やっている今の出し方の中で、袋が変わるということだけですね。どういう袋になるか、45ℓになるか何ℓの袋になるか、そのところはやはり現場を見れば、ごみの現在の状態というのが皆さんもよく分かるんじゃないかと思います。

会長

・はい、ありがとうございました。それでは、手数料を徴収する分の中で、多くの意見がありました剪定枝及びボランティアごみにつきましては、無料化の方向で答申案を作るということを承認したということにさせていただきます。

その他剪定枝、落ち葉について1から17まで、ボランティアについて1から63までの意見がありますが、特にピックアップすべきような意見はございますか。ほとんどがボランティアごみの優先あるいは無料にしてほしいという意見ですから、今の結論で多分満足されるのではないかなと思います。よろしいでしょうか。

委員

・もう既決の話になるかもしれませんが、草の対応について、緑化の推進あるいは街の美化という観点で、草についての無料化というご議論だと思っております。ちょっと事務局にお尋ねしますが、草をいわゆる有料化から除外する、そういう取り扱いをしている自治体はあるのでしょうか。

事務局

・剪定枝については、有料の対象外というようなところは多くありますが、草については、あまり対象外として入っているところが無いようではあります。

委員

・草は大体土の中に埋めたらいいんだけど、その草を出すというのが私には理解できない。都市部では庭とかがあると草が出るでしょうが、庭が無いところは草が出ないし、庭があれば草取りをしたらそこで乾燥させて、それをまた埋めて肥料にするということも出来るんで、そこら辺の草を出しているというのが私にはよく分からないんですけどね。

委員

・私の住んでいる地区は、田んぼも畑も少しあるような住宅地です。雑木もありますし雑草もあります。それで、実は昨日地元の独居老人の励ます会というのをやったのですが、独り身になられたお年寄りが、やはり苦労するのはごみ出しで、特に庭の草木、この剪定、むしりが大変なんですね。そこで、地元の例えば 会とか有土が集まって、そういうお年寄りの手助けをしている。ですから私は当然ボランティアごみの中には剪定の木もあるでしょうし、草もあると思います。意図的にその草だけをまとめてこう出すとか、木だけまとめて出すとか、そういうことはあまり前提にしない方が良く、そういう人も出て来るでしょう。だけど、ここのボランティアに関するいろんな意見をみれば、そういう前向きなボランティアの精神を大切にしてくださいよというふうに行行政に言っていると思うんですね。ですから悪いケースをこう取り上げてこれはどうだというのではなくて、基本的に草も木もというのが私はふに落ちるんですよ。

会長

・ボランティアのごみと草と木ともは、別なんです。

委員

・いやいや、ボランティアでやってるんです。

会長

・ボランティアのごみはボランティアですが。

委員

・ですからボランティアごみには草も木もみんな入りますと。

会長

・だからボランティアごみはいいんです。そうですし、普通の家庭から出るところの草や木という意味です。

委員

・草や木も今一斉清掃とかいうことでやってますよね。

会長

・それはボランティアみたいなものですよ。だからボランティアごみはなんであれボランティアごみなんです。でも家庭から出る例えば花壇の草から出るのはボランティアではありませんね。

委員

・ですから例えばお手伝いを、手助けをするわけですよ。それも家庭から出るわけですよ。ただ健康で自分で出せる家とそうじゃない家、実はこれからそういう家庭が増えるわけですから。だからそこはあまり仕分ける必要はないと私は思うんですけど。どうですかね。

会長

・問題は草ですね。例えば花を買ってきて庭に植えて枯れると当然捨てますよね。あれは大抵草ですよ。それをどうするか。

委員

・何かできる、言われるようにちょっと別の場所で埋めたりですね。

会長

・現実問題は多分ごみに出されるだろうと思います。

委員

・まあ当然ですよ、有料化するんですから。

会長

・これだけは無料になるんです。

委員

・私の住むところもやはり田園風景もあります。時々ごみ出し日にずっと見ているんですけど、やはり草がビニール袋に入れて出ています。それが敷地内の草なのか外の草なのかそれは分かりませんが出ています。まあそういった草も含めて剪定ごみ、ボランティアごみ、そういった自然の中から出てくるごみについては、私は無料でいいんじゃないかなというふうに感じて先ほども発言していますので。

会長

・他にどなたかいらっしゃいますか。

委員

・今、雑草とかいろんな話が出たんですが、家庭からもかなり出ます。いわゆる家庭菜園あるいは花卉栽培ですね。庭が無くてもあっても花を植えたり菜園をちょっと作ったり、そういうところからも必ず出るわけです。そういう草も葉も出るし、花っていうのは癒しの対象にもなるわけですね。だから家庭には必ずそういうものが出るわけです。私もよくごみを見るんですが、花とかがよく入っています。生ごみの中に。だから決してないというわけではないけれど、やはりこれも有料化の有料の対象になっていくんじゃないですか。これは全然別だというわけにはいかないし、家庭の中で自分たちが鑑賞するものであり、自分が育ててそれを捨てるものですから。やはり可燃物の中に入れていくと、そういうふうに解釈していいんじゃないかと思います。

会長

・はい、ありがとうございました。色んな意見があると思います。ごみというのはほんと千差万別の条件から出てまいりますので、あまり細かいことを決めても多分実行性が無いだろうと思います。だからもう草なら草というように、それが草花であろうとどの草であろうと、いや草は草だと考えてしまわないと現実問題の処置ができないかというように思うんです。だから例えば草木に関するようなものはこれは全部無料ですよと、そういう形で押ししてしまったほうが楽なんじゃないかなと思います。家庭用のものがどうだとかいうようなことを区別すると、かえってややこしくなるだろうと思います。そのような方向で書かせていただいてよろしいでしょうか。はい、ではそのようにさせていただきます。

とりあえず24ページまでの各種意見について、特にピックアップすべきことはなかったですね。よろしいですね。おむつは他のところでやるそうですから、5番目のその他というところでもいろんなものが出てきていますが、盆正月に出る特別なごみであるとかいうものが出てきていますが、特に取り上げるべきものはございますか。災害時の場合とは全然

別の話になりますのでここでは議論をいたしません。それではこれは読んだということにいたしまして、次の項目に移りたいと思います。次の項目は手数料の徴収方法でございます。事務局より説明をお願いします。

事務局

資料説明

会長

・どちらかと言いますと、袋の技術的な事項ばかりになってまいりますので、少し審議会にかけるには細かすぎる事項かなとは思いますが。こうした要望があったということをおの行政に伝えて、できるだけその意図を汲んで処理をしてほしいというような要望事項の形でまとめさせていただきたいのですがいかがなものでしょうか。

委員

・いいと思います

会長

・よろしいでしょうか。ではそのようにさせていただきます。案としてはまた後ほどお示しする形になるかと思えます。今そう言いましたが、特にこの部分は今のうちに議論していたほうがいいのかという部分がありましたらおっしゃっていただきたいと思えます。シール方式というものを考えてはいかがかという提案もございませぬ。私どもは一応シール方式も考慮して袋方式にしようということをおの言ったのですけれども、途中経過の時にシール方式というものを導入するかどうかという部分も係わってくるかと思えます。つまり、もうすでにごみ袋が一年分あるのに新しい袋を買わなければいけないってようなことになるとそれも困るということなのですが。そうした途中経過についても先ほど申し上げたように、こういう要望もありましたという形でコメントするレベルで止めたいと思えます。どうなさぬということではなく、そういうふうな形で答申をまとめさせていただきたいと思っておりますが、いかがなものでしょうか。特にご意見が無いですのでそうさせていただきます。

それではその他で何かありますか。四角のところでは29ページの上の19番目のところまで、特にピックアップすべき、議論をすべきような内容であるというものがございませぬか。特に無いですでしたら、次の項目に移らせていただきます。それでは料金体系につきまして、ご説明いただけますか。

事務局

資料説明

会長

・はい、ありがとうございます。一番最初の意見というのは、私どもが考えていました単純重量性という、つまり多ければ多い分だけっていう考え方ではなくて、ある一定のところまでは無料にしてそれ以上は有料というような考え方でしたけれど、もともと審議会ではそういう意見も考慮しながら単純な形にということで決めた経緯があります。特に変更したいとお考えの方はいらっしゃいますか。特にいらっしゃらないようですので、このままといたします。あと、「2倍4倍と費用が掛かる」と懲罰的なそれこそ意見が出てまいりましたが、これに賛成意見を述べられる方いらっしゃいますか。特にいらっしゃらないようですので、これまで通りという形にいたします。料金体系の個々の四角の中の意見についてピックアップすべき事項はございますか。

はい、無ければ手数料の額についてご説明をお願いいたします。

事務局

資料説明

会長

・はい、ありがとうございました。多分この部分は本日のクライマックスになるかと思えます。非常に多くの意見が、1円は高いという意見であることは皆様ご承知の通りです。そして我々がなぜ1円に決めたかといいますと、基本的にひと袋あたり40円以上でなかったならばあまり効果が出てないというようなデータを以前にいただいて、それだったらそのくらいにしましょうかっていう形になりました。今新しいデータが出てまいりました。新しいデータは以前よりもっと細かく分離、分化されていまして、10円台、30円台、40円台というような形になっています。このデータを見ますと4ページの図の8ですけれども、上も下もだいたい似たようなものですから、とりあえず上の方の図を見て考えたいと思います。10円、20円台と30円台とでは大きな開きがあるな。30円台と40円台では大きな開きが無い。つまり効果という意味においては30円台で十分であるということがこの図からは読み取れます。こういう新しい事実を受けて私たち審議会はこれまでの主張を繰り返すのか、新しい事実が分かったからもう一度考え方を改めて見直してみるのか、どちらをしましょうかということです。

ご意見をお願いいたします。

委員

・非常に厳しい判断を迫られる部分になってきたんですが、当初、今会長の言われたように減量効果が著しく表れるところは1ℓあたり1円で、大袋45円でしたほうが減量効果が

非常に顕著に表れるという説明をいただけてきました。それから市民意見交換会あるいはパブリックコメント等では、やはり1円は高すぎるという声が非常に多く聞かれるようになってきているのも事実ですし、家庭から出るごみ、可燃物で45ℓで出さなければならぬような量というのは一軒の家庭でそんなにあるものじゃない。大体1週間で考えたときに、2人家族あるいは3人家族等で、20ℓから30ℓの袋に詰め込めば1週間に1回出していけるような量であります。あと資源ごみは無料ですし、その他不燃物等は、家電ごみからいろんな不燃物がありますけど、それも1ヶ月に1回出すようなごみの出し方で足りるんじゃないかなという思いがしています。そういった中で、どここのところに考えを置かれていうことがあるんですけども、私としては前の考え方を変えて、1ℓあたり0.5円というような判断でもいいのではないかなと。1ℓあたり1円で決めて、その1円の効果で相当な金額が浮くような形になりますけど、その浮いた金額は監視カメラだとか啓発活動に使うとか、いわゆるごみ減量対策に使うということを行政の方は発表していますし、そういうことだったら1ℓあたり0.5円でもその範囲内でそういう対応をしていけばいいのではないかなという、考え方に今変わってきてる状況であります。

会長

・従来の40円に固執しないという考え方でしたが、他の意見の方いらっしゃいますか。

委員

・1円とかなんぼとかいろいろあるんですけど、価格体系というのは基礎があるわけですね。まず、メーカー、生産者ですね。生産者から仕入れる、そして卸、小売り、ユーザー、ユーザーというのは買う方ですね。いわゆる仕入れは下代、卸は中代、小売りは上代そういう設定があるわけです。ここの段階でどれだけの費用を相手に与えるか、手数料とか。それから生産価格、どれだけ生産してどれだけ抑えられるのか、数量が少なければそれだけ高くなるわけです。大分の人口から見たらかなり多量な生産額になります。だからこれは市と生産者の折衝によって単価の設定ができるわけです。だから幾らってのはなかなかここでは答えが出ないと思うんです。ある程度これは市の方で、やはり仕入とかそういうのを研究しながら、1円が高いんだったらもう少しこの位にできるんじゃないかと、要するにそういう努力目標ですね、相手との折衝の。それによって厚みもやはり考えなければならぬし、あらゆる角度で価格体系というのを。ただ1円1円と皆さん言うようにあるけれど、その1円という大きさですね。これをどういうふう小さくしていくかというのは、やはり皆さん方の知恵と努力、これ以外にないと思います。だからここで幾らにするかというのは、答えが出ないんじゃないかと。これを生産するまでの生産価格、卸、それといわゆるコミッション。やはり純益がどれだけあるかです。ほんとに純益があってこそ初めてごみ処理価格というものは削減できるわけなんですから、そういう体系のあり方を考えていかないと、ただやみくもに1円は高い安いというのではなくて、そういうこ

とを今から研究してもらいたいと思います。

会長

・はい、ありがとうございました。他にご意見のある方いらっしゃいますか。

委員

・個人負担が安くても目的が達せられるのであれば、そのギリギリのところできるとありがたいと思うのですが。

会長

・多分今のご意見が、市民のご意見とほとんど一緒だろうと感じるわけでございますが、私どもが1円と決めたのはなぜかという、ここであれば効果が出るということが分かった時点で決めたわけです。従って、もし30円とか35円で効果が出るのであれば、なにもこれまで決めた1円に固執するという必要はないかと思います。そういう意味で新しいデータに従って、幾らのところぐらいにするか、10円というのはちょっと難しいでしょうから、普通でいけば30円台というようなところで考えていく。いわば中間答申から最終答申に至る時に変わりましたということ。たとえ市民の間から、始め高くして後から安くしたんだろうと言われても、これは結果としてはしょうがないんであって、ただ本来からいくと、こういうデータがあってこのような値段に決めましたという、そういう基本的なものは守らなければならないのではないかと思います、いかがでしょうか。

委員

・データが違っていただなら当然変えるのが当たり前の話です。そのデータですが、例えば先ほど私は八王子や岡山の例を言いましたけども、八王子というところは、清掃工場は作れない、処分場は無いという自治体なんですね。だから減量が自治体としての最優先課題なんです。そういう自治体の事例をちゃんと勉強してほしいという思いで言ったんです。それから岡山というのは、大分も近いんですが、清掃工場をまだ建てられる余裕があって、処分場もまだ余裕がある自治体。大分に似通っていると思うんですね。だけど岡山では有料化が先行的に行われていますよね。だからそういうところに勉強に行って調べて欲しいということでした。山谷さんの資料はそういうことがどういうふうに取り扱われるのか、たとえば八王子で、30円でうまくいってるか。きっと私はもう70円ぐらいになっているのではと思うのですが、私は分かりません。30円で効果があるというグループに八王子が入ってるのかどうなのかということなんです。せっぱ詰まった自治体のやり方と、少し余裕がある自治体のやり方は違うべきだし、違わないとおかしいと思っているので、くどく言っている。だからデータはやはり中身を見ないと、ここに出ている表だけでは、私はなかなか分からない。ぜひ行政の方にはそこを勉強してほしいと思います。

会長

・個々のデータの背景まで考えてするべきではないかということなのですが、お話しはもったもなんですが、どうします。その1円は落とします。

委員

・データが違っていただから、新しいデータで見直すべきだと思います。

会長

・他にございますか。特に無ければこれから新しい案を作らなければならないかと思えます。このデータから行きますと30円台だったら効果はありますよという形になっていまずけれど、おおよそその範囲でまとめさせていただいてよろしいですか。具体的に38円にのささいとか36円にのささいとかというようなことは言えませんから、ある程度の幅をもった形の答申になるかとは思いますが、もし原案ができましたらまた皆様方にお示ししてご了解を得たいと思えます。

さて、残っている主な意見の中で、例えば減量ができたら金額を下げるとかあるいはというようなことは、今ここで何%下がったから金額を下げるというようなものではないかと思えます。従って意見としては承りますけど、答申案の中で将来減量化出来たら減らすとか、そのようなことは今は書かないつもりでいまして、その方針でよろしいでしょうか。

委員

・はい。

会長

・それと同時に、下から2番目のところに「ごみ減量が進めば無料化にすることを考えてはいないのか」という部分についても、これも特別に記載はしないということでご了解いただきたいと思えます。「収入の使い道を先に決めてから袋の金額を決めて欲しい」というのは話が逆でありまして、審議会の審議には馴染まないかなというふうに思えます。それでご了解ください。それ以外のところで、手数料の額について非常に大量の意見がございます。多くは高いという意見ですが、ここの中でピックアップして議論をすべきような意見というのはございますでしょうか。例えば意見の中に、段階的にやったらどうかという示唆に富むような発言もございます。そういう部分は参考になるかなと。実際行政がやっていく上において参考になるかなとは思いますが、それでよろしいですか。

43ページに先ほど事務局からご説明いただいたアンケート結果で、幾らくらいだった

らいいよというような金額が出ております。逆算をして袋の金額というものを考えることも可能ではありますが、基本的にある程度痛みを伴わないとごみの減量化という目的にはそぐわないというふうに考えますので、ご希望としてはこのくらいまでにして欲しいということは承りますが、一応我々はごみ減量の効果ということを主体に考えて答申案を書くという原則でよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは次の項目に移らせていただきます。44ページから始まるごみ袋の種類というところでご説明をお願いいたします。

事務局

資料説明

会長

・まず最初に40か45か、ということを決めなければなりません。多分2つ作るということは現実問題無駄が多いだらうと思います。大を40にするか45にするか、市民の皆様からのアンケートでは45の方が多という形になってはいますが、それぞれもっともな理由が全部ついております。どういたしましょう。ご意見のある方はどうぞおっしゃって下さい。

委員

・40が必要だと思いう理由で書かれてる人のほとんどは、中の袋があれば足りるような意見じゃないかと思うんですね。そういう意味から考えると45の方が良いんじゃないかとは思っています。この資料を見せていただいた限りではそういうふうに。

会長

・40にすればいいという人はいませんか。

委員

・ごみの回収、特にペットボトルは45が多い。それと缶、いわゆる缶ビールとかアルミ関係。これはやはり45ですか。それと古紙新聞あたりは紐で括ったり、数によっては30とかそれ以下の袋が多いです。それと布類がやはり45。生ごみに至ってはもうこれは千差万別です。大体平均40、だけど40でもほとんど上のほうは、深く括っているものが多いです。まあ40から30ですかね。それと不燃物、これは大小色々あってわかりません。だから平均したらやはり45がよく使われているような感じがします。あと、特に生ごみは一番注目されるんですけど40から30、これが平均的な数字じゃないかと思えます。

会長

・はい、ありがとうございました。私が一番気になりましたのは、今までの容器が使えるか使えないかという部分が非常に大きいのではないかなと思うのです。45ℓのごみバケツの容器の中に40ℓの袋を持っていてもそれは無理だろうと。40ℓの容器に45ℓを持っていったらこれはなんとかなるだろうという部分があるんです。市民にあまり迷惑をかけないという意味からすると、45の方が多く適合するのではないのかなって感じがしますし、少ないものは小さいごみ袋があるので、そっちで出したほうが安いからいいという形になるので、そういうことを考えると45ℓということにしたいと思っっているのですが、よろしいでしょうか。はい、40と45は45にするということにいたします。

あとのサイズですが、今のところ提案しておりますのが10、20、45という形になるのですけれども、もっと小さいものが欲しいという意見とか、あるいはそのサイズをそうじゃなくって45、30、20ぐらいにしてくれていいとか、それぞれ家庭の事情によって違いますので、様々な意見が出てきてはおります。それで、どうしようかと迷ったのですが、どうしましょうか。例えば10、20、45として、特に何か不都合が起きるか、やはり5ℓが要るんだってということが起きるか。

委員

・やはり住宅事情によりますね。私の住んでいるあたりは、ほとんど高齢者の住宅、独居老人が多いんです。だいたい生ごみとか30が多いです。量が少ないから30ℓですね。だから大きい袋にも入っているけどほとんど上の方はこう括っていて、もったいないわけなんです。マンションから出る袋は割と大きいです。いろんなものが入っているから、生ごみの中にですね。

会長

・たぶん今は無料ですから大きい袋に入れようと小さな袋に入れようと関係なしに持って行ってくれますけど、これから有料になってくるとできるだけぴったりした袋を望むというのは当然なんですけど、かといって際限なくサイズを作るわけにもいかないから、一応私どもの考えた10、20、45という線でやってみて、あまりにも不便だとか要望があるという形であるならば、サイズの追加変更というものをそれから考えようと、いう方針でいかがでしょうか。

委員

・30がある、20、30、45くらい。

会長

・30、45、4段階ですか。

委員

・10はいりますか？

会長

・いるんじゃないかなあ。私はよく知らないけれど、生ごみはあまり長くもたないでしょ。

委員

・でももたなくたって出す日までは置いておきますよね。

会長

・その時にでかい袋がいります？30とか40とか。

委員

・20、30、45ぐらいに。10がやっぱいりますか？30はいるんじゃないかなって。

会長

・何かいるような気がするなあ。一人暮らしとかね、学生みたいに。

委員

・お料理をしないと出ないけど料理作ると結構出ます。

会長

・そうですね、一人分でも。

委員

・二人暮らしです。

会長

・主婦の方がいかがですか、こういうことはあまりやったことがないんで。

要するに生ごみの部分ですけども、いったい一週間のうちでどれくらいの量が出るのか。

委員

・レジ袋がありますよね、あれに入れたら出せないわけですよ、これから有料化になった場合は。レジ袋もやはり有料化の指定のごみ袋の中に入れておくというわけです。だから家庭で例えば料理した後、レジ袋の小さなものに入れてごみ箱の中に入れておくわけです。毎日それを繰り返すわけです。ただ量によっては多くなる場合もあるわけです。家庭によっては少なくなるわけです。

会長

・その小さい袋に入れたものを、例えば週一回出すとすると、一体大きい袋だと何袋になるんですか。全部使うようになるんですか。言い換えると、10ℓで済むんだったならば、10ℓの袋が無いと困るわけです。

委員

・そうですね。

会長

・みんながいつも20ℓが使えるというのであれば20ℓでも構わないんですが、独り暮らしのところではそういう10ℓの小さい袋が無いから、わざわざほとんど空のものを捨てちゃうという形が出ると困ると思うんです。

事務局

・中間答申では30が入ってたんです。

会長

・30入っていた？

委員

・入ってます。

会長

・ごめんなさい。10、20じゃなかったですか？
30が入ってますね、じゃあいいですね。

委員

・他の中核市の場合は基準は何ℓからやっているんですか。

会長

・色々ですね。前一度データで。

委員

・20ℓというのは無いでしょ、やっぱ30ℓ以上でしょ。

会長

・いや、50もありましたから。そのところどころによって要望は違いますから、やはり作ってるものも違うみたいです。以前行った会議の時に資料に出てまいりました。

ごめんなさい、私が勘違いしてました。3段階だとずっと思っていたものですから。4段階が初めからの提案であるならば、4段階ということによろしいかと思えます。

特にごみ袋の種類でこれ以上のご意見が無ければ、ごみ袋の種類は4種類で45、30、20、10という4段階ということに決めさせていただきますがよろしいでしょうか。はい、ではそのようにさせていただきます。時間となりましたので本日の会議はこれにて終了したいと思います。マイクを事務局にお返しいたします。

事務局

「家庭ごみ有料化中間答申に関するパブリックコメントの結果について」
資料説明

事務局

「大分市一般廃棄物処理基本計画の改定について」
資料説明

会長

・すみません要訳するとどうということですか。

事務局

・大分市一般廃棄物処理基本計画は、10年計画で平成20年から平成29年まででございますので、中間年の見直しということで今回お諮りします。生活排水処理基本計画につきましては一度皆様方にご審議いただいて、27年度までの計画をいただいております。今回はこれを一般廃棄物処理基本計画に一体化しますということで、27年度までだったものを29年度まで伸ばします。最終的に大分市総合計画が28年度までで、29年度からまた新たな計画が始まる。この計画年にきちんと、時期の見直しには合わせたいということをお報告したかったものでございます。

会長

・どうぞ続けてください。

事務局

・それでは私の方からは以上でございますので、会長のほうからもうよろしいですね。

会長

- ・はい、特にございません。

事務局

・それでは長時間にわたりありがとうございました。最後に次回の審議会の日程でございますけれども、11月の26日(月)午後2時より、次は大分市保健所の6階の大会議室でございます。またあらためて皆様方にはお知らせの文書を差し上げますけれども、そういう予定で入れておいていただきたいと思います。出席のほどよろしく願いいたします。以上をもちまして平成24年度第3回大分市清掃事業審議会を終了いたします。皆様大変お疲れ様でした。ありがとうございました。